

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
広報もりおかについて	<p>広報もりおかの紙での配布を段階的に廃止してほしいです。予算の削減にもなりますし、配布する人の負担軽減にもなると思います。</p>	<p>市では、広報媒体の多様化に対応し、月2回の広報紙の配布のほか、広報紙のPDF版と電子書籍の市ホームページ掲載やSNSにより市政情報の発信を行っているところですが、将来的には、デジタル社会の進展により、デジタル媒体を活用する広報が中心となり、紙での配布の在り方を検討する時機が到来するものと見込んでおります。</p> <p>一方で、デジタル媒体が普及している現在においても、全ての世帯が市政情報を得ることができる広報紙は重要と考えており、当面、全世帯への配布を維持することとしておりますが、御意見をいただきましたように、配布に係る負担や費用の軽減を考慮し、令和8年度から、広報紙を月1回の発行とすることといたしました。</p> <p>いただいた御意見を参考とさせていただき、引き続き効果的な広報活動について検討してまいります。</p>	<p>市長公室 広聴広報課</p>
盛岡駅西口階段の清掃について	<p>盛岡駅東西自由通路（さんさこみち）を出て、盛岡駅西口のタクシー乗り場に下りる階段の清掃が十分に行き届いていないように感じます。観光で来られる方にあまり良い印象を与えていないのではないかと心配しています。</p> <p>また、隣にあるエレベーターが使用できず、キャリーケースを持った人も階段を上り下りしているようです。除雪が不十分だったり、凍結があったりで危険な状況ですので、清掃の頻度の見直しや、冬季の除雪・凍結防止策などの安全面の改善を検討してほしいです。</p>	<p>御指摘いただきました点は、利用者の安全確保や快適な通行の観点からも重要な事項であると認識しており、清掃の頻度や除雪方法の見直しなど、今後の改善に向けて検討を進めてまいります。</p> <p>なお、エレベーターにつきましては、不具合による事故防止のため運転を停止しておりましたが、2月4日から運転を再開しております。</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
校則の公開について	<p>早急に市立の学校の校則を公開してほしいです。</p> <p>文部科学省による2022年改訂の学校指導提要において校則をホームページ等に公開することが望ましいとされています。</p> <p>また、文部科学省からの「校則等の見直し状況調査結果及びこれを踏まえた対応について（通知）」においても「その学校に入学する前の段階を含め、児童生徒が、自校の校則の内容や制定された背景等についても知ることができるよう、あらかじめ示しておくことが適切であり、学校のホームページ等に公開しておくなどの方策により、校則の内容の周知を行うことについて、改めて検討いただくようお願いします。」とあります。</p> <p>学校任せにするのではなく、市の教育委員会が校則公開を主導すべきだと思います。</p>	<p>校則の公開については、現在、多くの市立中・高等学校において、プリントやメールによる配布、生徒手帳への掲載等により、生徒や保護者の皆様に周知しているところであります。</p> <p>校則の在り方や運用については、各学校が主体的に判断するものと考えており、ホームページでの公開を一律に義務付けてはおりません。しかしながら、学校運営に対する地域の理解をより広く得ていくためには、保護者や地域の皆様に対し、校則の内容を適切に説明し、透明性を高めていくことが重要であると認識しております。</p> <p>市教育委員会におきましては、今後、各学校又は教育委員会における公表の在り方について検討を進め、学校、家庭、地域が連携しながら、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めてまいります。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
歩道について	国道4号を南下し、都南中央橋口から右折した、矢巾町へ向かう道路ですが、歩道部分が高くなっているのが、平坦にしてほしいです。また、歩道の切り下げに急な所があり、冬は滑りますし、暗くなると足元が見づらく、転倒のおそれもありますので、対応してほしいです。	御指摘の道路につきまして現地を確認いたしましたところ、当該箇所は車道より歩道が高い構造となっており、要望内容は歩道の切り下げ部分の傾斜改善を求めるものと認識しております。 しかしながら、歩道を平たんな形状に改良するためには大規模な工事を要し、通常の維持補修の範囲を超えるものでありますことから、維持管理事業として早期の対応は困難な状況でありますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。 なお、当該歩道は除雪路線に指定されておりますので、除雪実施基準に達した際には適切に除雪を実施するとともに、通行に著しい支障が生じる場合には凍結防止剤の散布等により歩行者の安全確保に努めてまいります。 今後とも道路維持管理への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。	建設部 道路管理課
盛岡駅西口の喫煙所について	盛岡駅東西自由通路（さんさこみち）のマリオス側にある喫煙所を撤去してほしいです。 たばこの煙が風に流れてきており、健康増進法に照らしても不要ではないでしょうか。	市は、平成30年7月に改正された健康増進法（以下、「法」という。）に基づき、受動喫煙の防止に努めております。法では、公道などの屋外における喫煙を禁止する規定はありませんが、喫煙を行う場合には、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならないとされています。 市では、引き続き、広報もりおかやSNS等を活用した意識啓発を継続的に実施し、喫煙マナーの向上を図るとともに、他自治体の事例等も参考にしながら、より効果的な取組について検討してまいります。  盛岡駅東西自由通路（さんさこみち）のマリオス側の喫煙所につきましては、これまで盛岡駅周辺での喫煙マナーに関する多数の苦情が寄せられていたことから、通学や通勤で利用する歩行者への受動喫煙への影響を抑えるための暫定的な対策として設置しているものであります。また、公共の場所における受動喫煙の防止を図るため、現在の趣旨や市の受動喫煙防止に係る基本方針のほか、盛岡駅の周辺環境の状況を踏まえ、喫煙所の今後の在り方について関係者と協議を進めているところであります。	保健所 健康増進課  建設部 道路管理課
自動通話録音装置の導入について	電話での職員に対するハラスメントを抑制するために、市役所庁舎内と、市が管理している公共施設の全ての電話に自動通話録音装置を導入してほしいです。	御提案いただいた、通話録音装置を市庁舎や市の公共施設の電話に設置することにつきましては、職員の電話対応業務への心理的負担の軽減や、トラブル等が発生した際の対応などに係る客観的な記録となるなど、カスタマーハラスメント対策の一つとして有効であると考えておりますが、全ての電話機への装置の設置には多額の費用を要しますことから、担当業務における必要性を勘案して設置するほか、庁舎の電話設備の更新時期等に合わせた設置についても検討してまいります。	総務部 管財課

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
東北本線岩手飯岡～仙北町間への新駅設置について	道明地区には新産業等用地が造成され、これまでにいくつかの企業の進出が決まりましたが、当該地域では、各企業の従業員の通勤利便性確保が大きな課題となっていると思うので、東北本線の岩手飯岡～仙北町間（畑返踏切～新川踏切間のほぼ中間部）に新駅ができれば、通勤マイカーによる周辺道路の慢性的渋滞緩和が期待できるのではないのでしょうか。	JR東北本線における仙北町駅と岩手飯岡駅間への新駅設置につきましては、令和3年9月策定の「もりおか交通戦略（第二期）」においても新駅設置の可能性を検討することとしております。 新駅設置に当たりましては、位置の選定や整備方法、事業費の確保等、JR東日本との協議はもとより、市だけでは決められない課題がありますことから、今後、沿線周辺の市街化の状況等を踏まえながら、関係機関と相談してまいります。 なお、盛南地区では、盛岡都市圏地域公共交通計画（令和7年9月策定）の実施施策として、令和8年度から、バス路線を再編することとしており、これまでバス路線がなかったエリアでバスが運行されることから、自家用車からバス利用への転換が図られることが期待されます。 今後も公共交通利用促進に関する施策を展開し、渋滞解消に向けて取り組んでまいります。	建設部 交通政策課
復興支援センターの令和7年度末廃止について	15年が経過し、東日本大震災はもはや「過去のできごと」となり、これは内陸に住む人々に顕著だと思えます。 また、様々な支援も打ち切られているように感じます。復興支援センターは、沿岸から移住されてきた人と盛岡市民をつなぐ大切な場だと思うので、集いの場としての機能を残すことはできないのでしょうか。	もりおか復興支援センターは、平成23年7月に開設し、相談支援、見守り支援、生きがいづくり支援など、被災者支援の拠点としての役割を果たしてまいりました。 今回、国の第2期復興・創生期間の終了や復興の進捗に合わせ、もりおか復興支援センターは令和7年度末で閉所することとなりました。誠に残念ではありますが、庁舎管理の都合上、集いの場の機能を残すことは難しい状況にございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。 なお、希望するサロン・サークル活動の団体に対しましては、代替の場所の確保を進めているところでございます。 一方で、被災地を応援し続けることは必要であることは認識しており、本市といたしましては、引き続き、様々な施策の中で被災者の皆様が安心して生活していただけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。	総務部 危機管理防災課
学校のトイレについて	小学校のトイレについて、いまだに和式トイレが多いとの説明を受けました。そして、子どもに対して和式トイレを使うための準備指導を親にお願いするという学校の体制にも本当に驚きました。おそらく学校も、そういった指導が大変だからだと思いますが、最初から洋式であれば教員の負担もかからずに済むのに、和式トイレがほとんどというのはいつの時代の話なのかと思いました。 盛岡市は、教育、子どもたちの環境づくりに予算を使わなすぎだと思います。公の施設の中でも、子どもたちが使う学校などの環境づくりをもう少し考えてほしいです。	小学校のトイレにつきまして、洋式トイレの数が限られていることにより、御不便をお掛けしておりますことをおわび申し上げます。 学校トイレの洋式化につきましては、「盛岡市有公共施設トイレ環境整備計画」に基づき、築年数の古い施設から、老朽化の状況を考慮し、順次改修に取り組んでおります。令和7年11月には「第2次盛岡市有公共施設トイレ環境整備計画」を策定したところであり、本計画に基づき早期に改修できるよう取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。	教育委員会 総務課

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
ごみの処理について	<p>ごみについては、通常のごみと資源ごみ（プラスチック製容器包装、缶、びん等）に分けて処分するのがルールだと思います。分別することにより、焼却施設の容量やコスト軽減だけでなく、資源ごみが正しく再資源化されることで、環境保全にもつながると思います。</p> <p>ところが、集積場所を見ていると家庭ごみでも分別が守られていないことが多々あり、特に可燃ごみにプラスチック製容器包装を混入している例をよく見たりします。また、事業系ごみにおいても、同じように分別されていない例があるようです。</p> <p>そこで、環境保全のための取組として、可燃ごみの収集運搬業者に対して、資源ごみが含まれた可燃ごみを回収しないような指導はできないでしょうか。このような指導をすれば、必然的に回収されないごみが増えて、分別せざるを得ない状況が生まれると思います。</p>	<p>家庭ごみの分別状況についてですが、地域のごみ集積場所に排出される可燃ごみなどには資源の混入が見受けられますことから、市では分別のルールが守られていない場合は、ごみを出した方に正しく分別していただくよう、違反ごみシールを貼り、周知・啓発を図っております。</p> <p>また、事業系ごみについては、分け方・出し方をポスター等により周知しているほか、ごみを多く排出する事業者（事業系一般廃棄物多量排出事業者）への定期的な訪問調査の実施により、ごみの中に、資源や、産業廃棄物（廃プラスチック類など）が混入しないよう、指導・啓発を行っております。</p> <p>このほか、収集運搬業者が市クリーンセンターに、一般廃棄物（事業系の可燃ごみ）を搬入する際には、資源や産業廃棄物（廃プラスチックなど）が混入しないよう、定期的な検査を実施しております。</p> <p>今後も、家庭ごみ、事業系ごみともに適切に分別していただくよう、あらゆる機会を通じて周知・啓発を行ってまいりますので、引き続き、御協力いただきますようお願いいたします。</p>	環境部 資源循環推進課
5歳児健診の導入について	<p>近年、全国的に就学前の発達支援体制の充実が重視されており、とりわけ5歳児健診は、言語理解・社会性・集団適応などの特性が明確になりやすい時期に行う支援施策として注目されているようです。就学前の段階で適切な把握と支援につなげることは、子ども本人の安心感だけでなく、保護者の不安軽減、更には学校生活への円滑な移行にも役立つと思うので、盛岡市でも、5歳児健診に発達面を含む健診制度を設けてほしいです。</p>	<p>市ではこれまでも、発達に心配のあるお子さんに対して乳幼児総合診査を実施し、早期療育につなげるよう支援してきたところですが、今般の国の通知等を受け、5歳児健康診査につきましても、令和8年度中の開始を目指して庁内関係部署や関係機関等と検討を開始しているところです。</p> <p>お子さんが安心して就学し、元気に学校生活を送っていけるよう、保護者の方にも丁寧に説明をしながら、関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>	子ども未来部 母子健康課
障害福祉サービス等の報酬について	<p>児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業・相談支援事業は、物価の上昇には追い付いていないものの、国の報酬改定で少しずつ報酬が増えています。一方、各市町村で報酬が決められている地域活動支援センター事業や日中一時支援事業は、物価上昇が起る前に定められた基準によるものであり、そもそも障害福祉サービスの報酬が低すぎると言われていた時代の金額になっています。市の財政が厳しいのは承知していますが、障害福祉サービスの報酬の見直しを検討していただきたいです。</p>	<p>近年の物価高騰について、地域活動支援センター事業や日中一時支援事業の運営への影響が増しているものと存じます。</p> <p>御意見にありまるとおり、地域活動支援センター事業や日中一時支援事業の各要綱で定められております利用料について、市の要綱制定以来改正は実施しておりませんが、国の報酬改定の内容や周辺自治体の利用料等を参考にしながら、見直しについて調査・研究を行ってまいります。</p>	保健福祉部 障がい福祉課